

十九八七  
発行日  
価格の  
利子の後  
利子以降  
利子の適  
用利子の  
第二期の  
適用利子  
初期利子  
發行価格  
發行日

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。平成二十一年十月十五日〇・五三パーセント

年額面金額百円につき百円

年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた発行から償還までの期間が九

六	五	四		三	二	一
振替単位	額最低額面金	発行額		用等法の適	振替項の根	の法律及びその

個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第二十八回）特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。その額面金額で四百十三億八千四百円  
一万円

○財務省告示第三百五十号  
個人向け国債の発行等に関する  
年財務省令第六十八号（第四条）  
基づき、平成二十一年十月十五日  
向け国債の発行条件等を次のと  
平成二十一年十月二十七日  
財務大臣

財務大臣 藤井 裕久

十 十 十 十 十  
七 六 五 四 三

の 中 払 払 償 償  
取 途 込 込 還 還  
扱 換 場 期 金 期  
い 金 所 日 額 限

平成三十一年十月十五日  
額面金額百円につき百円  
平成二十一年十月十五日  
日本銀行の本店又は支店  
中途換金の買取りは、平成二十  
二年十月十五日以後において行

十一

第二期以降の利子

額面金額 ×  $\frac{0.53}{100} \times \frac{1}{2}$   
 毎年十月十五日及び四月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により出した金額を支払う。

十一 初期利子

## 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人  
向け国債を有する者へ相続税法  
（昭和二十五年法律第七十三号）  
第二十一条の四第一項に規定  
する特別障害者扶養信託契約の  
受益者を含む。が、死亡した  
ときにはその相続人が、又はそ  
の居住する市町村へ特別区を含  
み、地方自治法（昭和二十二年  
法律第六十七号）第二百五十二年  
条の十九第一項の指定都市にあ  
つては当該市又は当該都市にあ  
つては当該救助の行わる法律第  
百八十八条（災害救助法）  
とすのは当該市又は当該都市にあ  
つては当該救助の行わる法律第  
百八十八条（災害救助法）  
とすが、死ぬたときにはその相  
続人が、又はそ

次の算式に次の算式を代入すれば、その算式は、  
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 買い取る日の直前の利子に相当する金額  $\times \frac{80}{100}$  + その直前の利子に相当する金額 )  $\times$

十九  
払元利金支所

(一) それぞれの算式により算出した  
金額とする。  
平成二十二年十月十五日前から  
までの間の場合  
額面金額 + 経過利子に相当する  
金額 - (初期利子に相当する  
金額 ×  $\frac{8.0}{100}$  + 経過利子に相  
当する金額)  
平成二十二年四月十五日前の  
場合  
の額  
る金  
額本  
銀  
行  
日

金額 + 経過利子に相当する  
金額 - 経過利子に相当する